

北海道根室保健所及び北海道中標津保健所感染症診査協議会 議事録

日 時 令和元年6月13日(木) 16時45分から17時10分

場 所 根室保健所2階会議室

出席者 別紙出席者名簿のとおり

議 事

1 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、次のとおり決定された。

○会 長 岡田委員

○副会長 本間委員

(2) 部会委員の指名について

岡田会長より、次のとおり指名された。

○結核部会 川本委員、杉木委員、田辺委員、岡田委員、谷内田委員

○感染症部会 岡田委員、本間委員、久保委員、杉永委員、鈴木委員

(3) 部会長の選出について

協議会の審議により、次のとおり決定された。

○結核部会長 杉木委員

○感染症部会長 岡田委員

(4) 感染症診査協議会、各部会の役割及び平成30年度の各部会の開催状況について

事務局(佐々木保健係長)から資料1に基づき説明

2 報告事項

(1) 平成30年感染症発生状況等について

ア 事務局(佐々木保健係長)から資料2に基づき説明

イ 質疑応答(有・無)

(2) 麻しん・風しん患者発生時の対応について

ア 事務局(佐々木保健係長)から資料3に基づき、麻しん・風しんとも医師が診断後、直ちに保健所へ届出を行うこととされていることや1例でも発生した場合、保健所による積極的疫学調査を実施することとされていることを説明

イ 質疑応答(有・無)

(3) 食中毒患者等の届出について

ア 事務局(鹿野健康推進課長)から資料4に基づき説明

・感染症法に基づくものと並び、医師からの届出が必要なものとして、食品衛生法に基づく食中毒の届出がある。

・食品衛生法第58条では、食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある患者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届出なければならないとされており、ここでいう直ちには24時間以内のこととされている。

・速やかに初動体制をとることにより、原因の究明はもとより、被害の拡大を防げる事案が多いこともあるので、確定診断のみならず、疑いの場合も最寄りの保健所へ届出を行うことについてお願いしたい。

イ 質疑応答(有・無)

3 その他

事務局(大口健康推進課長)から、感染症診査協議会は、年1回開催することとされており、次年度も似たような時期に開催する予定であり、改めて案内する旨説明があった。

北海道根室保健所及び中標津保健所 感染症診査協議会出席者名簿

・委員 7名

所属・職等	氏 名
市立根室病院院長	川本 雅樹
根室共立病院院長	杉木 博幸
道東勤医協ねむろ医院院長	田辺 利男
医療法人社団岡田医院院長	岡田 優二
根室人権擁護委員協議会会長	谷内田 典子
根室市社会福祉協議会係長	杉永 利香
別海町社会福祉協議会特任主査	鈴木 匡史

・事務局 7名

所属・職名	氏 名
根室及び中標津保健所・所長	佐々木 孝治
根室保健所・健康推進課長	大口 小百合
根室保健所健康推進課・保健係長	佐々木 貴光
根室保健所健康推進課保健係・医療検査専門員	大畑 裕豊
根室保健所健康推進課・保健師	濱松 世奈
中標津保健所・健康推進課長	鹿野 令子
中標津保健所健康推進課・保健係長	嶋崎 英隆

北海道根室保健所及び北海道中標津保健所感染症診査協議会

次 第

日時：令和元年6月13日（木）16時45分～

場所：根室保健所2階会議室

開 会

あいさつ

議 事

1 協議事項

- （１）会長・副会長の選出について
- （２）部会委員の指名について
- （３）部会長の選出について

2 報告事項

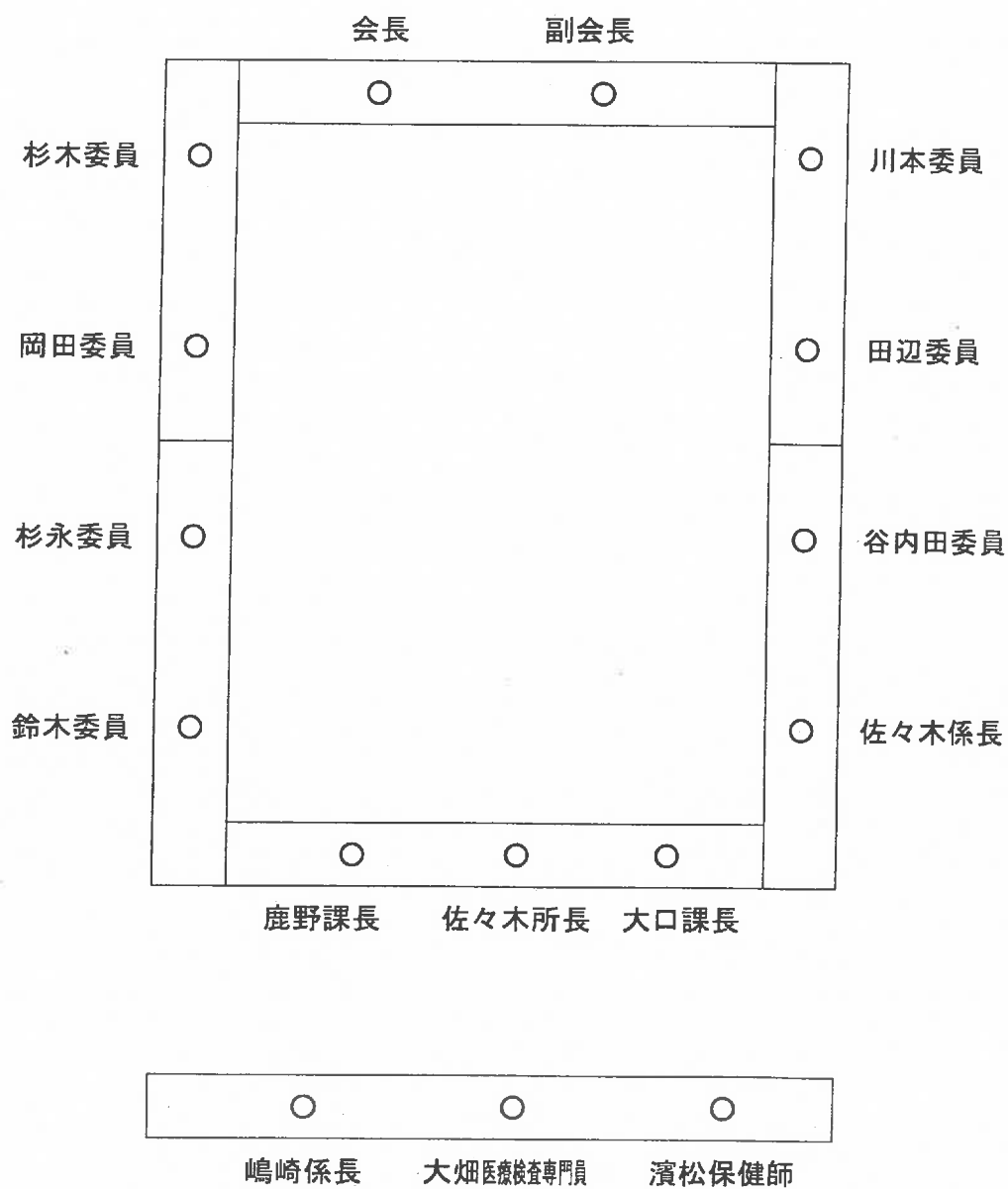
- （１）平成30年感染症発生状況等について
- （２）麻しん・風しん患者発生時の対応について
- （３）食中毒患者等の届出について

閉 会

北海道根室保健所及び中標津保健所 感染症診査協議会委員名簿

区分	氏 名	所属・職等
感染症 指定医 療機関 の医師	川 本 雅 樹	市立根室病院院長
//	本 間 賢 太	市立根室病院部長
感染症 に関する学識 経験者	杉 木 博 幸	根室共立病院院長
//	田 辺 利 男	道東勤医協ねむろ医院院長
//	岡 田 優 二	医療法人社団岡田医院院長
//	久 保 光 司	町立中標津病院副院長
法律に 関する 学識経 験者	谷内田 典 子	根室人権擁護委員協議会会長
その他 の学識 経験者	杉 永 利 香	根室市社会福祉協議会係長
//	鈴 木 匡 史	別海町社会福祉協議会特任主査

北海道根室保健所及び北海道中標津保健所感染症診査協議会 配 席 図



入
口

感染症診査協議会について

1 協議会の役割

感染症法において、都道府県は、感染症のまん延防止のため、必要があると認めるときは、患者に対し入院や就業制限を勧告することができることとされているが、入院は身体を拘束する行為であり、また、就業制限は職業選択の自由を制約するものであるため、人権尊重の観点から、行政が当該決定をするにあたり、第三者的な機関である感染症診査協議会において審議することとされている。

また、結核患者の医療費公費負担については、都道府県が承認するにあたり、同法において、協議会の意見を聴くこととされている。

2 協議会の構成

- ・協議会には2つの部会が設置され、結核部会は結核に係るものを、感染症部会は、結核に係るものを除いた事務を行うこととされている。
- ・具体的な審議対象案件が発生した場合は、結核に関するものについては、結核部会において、また、結核を除く感染症に関するものについては、感染症部会において、審議されることとされている。
- ・審議事項
 - (1) 感染症患者の就業制限
 - (2) 感染症患者の入院勧告
 - (3) 感染症患者の入院期間の延長
 - (4) 結核患者の医療費の公費負担

3 感染症診査協議会各部会の開催状況（平成30年度）

(1) 結核部会

	定例会	臨時部会	諮問件数		報告件数		
			入院延長	通院医療	入院勧告	入院延長	通院医療
4月	2			1			1
5月	1			2			
6月	1		1		1	1	2
7月	2		1	3			
8月	1		1				
9月	2		2		1	1	
10月	1					1	1
11月	1			1	1	1	
12月	2		1	4		1	
1月	1		1				
2月	1		1				
3月	1		1				
計	16	0	9	11	3	5	4

(2) 感染症部会：開催なし

平成30年感染症発生状況等について

1 根室保健所・中標津保健所管内における感染性胃腸炎の集団発生状況

区分	保健所	ノロウイルス感染症		ロタウイルス感染症		サポウイルス感染症		備 考
		件数	有症者	件数	有症者	件数	有症者	
平成26年	根 室	3	48					介護保険施設2件、医療機関1件
	中標津							
平成27年	根 室			1	37			幼稚園1件
	中標津	1	45	1	19			幼稚園2件
平成28年	根 室	2	59					保育所1件、小・中学校1件
	中標津	1	38					事業所1件
平成29年	根 室							
	中標津	9	261					幼稚園5件、保育園1件、小学校3件
平成30年	根 室	1	76					小学校1件
	中標津					1	24	小学校1件

現状・課題

- ・過去5年間の集団発生は20件。H29年は9件と最も多かった。
- ・ウイルス別では、ノロウイルスが17件と多く、ロタウイルスは2件、サポウイルスは1件
- ・施設別では、小学校・幼稚園・保育園が多い。
- ・施設での吐物処理や消毒、有症状者の把握の不十分さがみられた。
- ・子ども関連施設では、家族へ感染が拡大した事例があった
- ・施設から保健所への連絡が遅い状況がある。

2 腸管出血性大腸菌感染症 発生状況

区分	保健所	件数・人数
平成26年	根 室	1件2名
	中標津	1件1名
平成27年	根 室	
	中標津	5件5名
平成28年	根 室	
	中標津	4件6名
平成29年	根 室	
	中標津	1件3名
平成30年	根 室	4件5名
	中標津	4件7名

現状・課題

- ・毎年発生があるが、集団発生はない。
- ・H30年には、家族内感染から溶血性尿毒症症候群の併発が1件あった。
- ・発症時の指導時に、感染防止対策の指導徹底が必要

3 感染症発生動向調査に基づく警報・注意報発令状況(平成29年度～30年度)

根室保健所

疾患名	区分			発令日	発令解除日	定点報告値(最大値)
咽頭結膜熱	警報		平成29年度	5月13日	10月27日	11.5
手足口病	警報		平成29年度	11月28日	12月15日	8.0
水痘	警報		平成29年度	11月28日	1月26日	17.5
インフルエンザ		注意報	平成29年度	4月6日	4月14日	10.7
		注意報	平成29年度	1月5日		
	警報		平成29年度	3月6日	3月30日	37.7
咽頭結膜熱	警報		平成30年度	6月19日	6月29日	3.0
インフルエンザ		注意報	平成30年度	4月24日	5月11日	13.0
		注意報	平成30年度	1月7日		
	警報		平成30年度	1月28日	3月8日	50.3

発令基準(定点あたりの報告数)		
警報		注意報
開始基準値	終息基準値	基準値
3	1	—
5	2	—
2	1	1
30	10	10
3	1	—
30	10	10

中標津保健所

疾患名	区分			発令日	発令解除日	定点報告値(最大値)
感染性胃腸炎	警報		平成29年	4月18日	5月1日	23.5
流行性耳下腺炎		注意報	平成29年	4月17日	4月24日	5.0
流行性耳下腺炎		注意報	平成29年	5月1日	5月8日	4.0
流行性耳下腺炎		注意報	平成29年	5月15日	5月22日	3.5
水痘		注意報	平成29年	6月19日	6月26日	6.5
水痘	警報		平成29年	7月3日	7月10日	7.0
水痘	警報		平成29年	7月17日	7月24日	11.0
手足口病	警報		平成29年	8月14日	12月11日	7.0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	警報		平成29年	12月18日	1月1日	17.0
水痘	警報		平成30年	12月25日	1月1日	9.5
水痘		注意報	平成30年	1月8日	1月15日	5.5
インフルエンザ		注意報	平成30年	1月16日	1月22日	31.3
インフルエンザ	警報		平成30年	1月22日	3月20日	105.0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	警報		平成30年	2月5日	2月19日	8.0
水痘		注意報	平成30年	12月19日	12月26日	
インフルエンザ		注意報	平成30年	12月26日	1月7日	
インフルエンザ	警報		平成31年	1月7日	3月5日	33.8

発令基準(定点あたりの報告数)		
警報		注意報
開始基準値	終息基準値	基準値
20	12	—
6	2	3
2	1	1
5	2	—
8	4	—
2	1	1
30	10	10
8	4	—
2	1	1
30	10	10

4 結核登録患者数及び罹患率の年次推移

結核(潜在性結核感染症除く)

(罹患率:人口10万対)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
罹患率(根室保健所)	0.0	7.1	3.6	3.7	7.6
罹患率(中標津保健所)	9.7	5.9	5.9	2.0	12.0
罹患率(北海道)	14.6	14.8	13.8	12.9	—
罹患率(全国)	20.9	19.3	18.8	18.5	—
新規登録患者(根室保健所)	0	2	1	1	2
新規登録患者(中標津保健所)	5	3	3	1	6
新規登録患者(北海道)	798	806	748	695	—
新規登録患者(全国)	26,614	24,526	23,854	23,427	—
年末時登録患者数(根室保健所)	6	4	3	3	2
年末時登録患者数(中標津保健所)	6	8	8	9	12

現状と課題

- ・過去5年間の新規登録患者は根室保健所管内は、毎年0～2名、中標津保健所管内は、1～6名となっている。
- ・年代別での過去5年間の新規登録患者は、65歳以上の高齢者が多い。
- ・国内の結核罹患率は減少傾向にあり、根室管内においては罹患率は、全国、全道を下回っているが、ほぼ毎年新規登録患者が発生している。
- ・根室管内では登録患者数が少ないため、保健所、施設及び医療機関等において結核対策の経験を積み重ねていくことが難しい。
- ・登録者数が少ないことによる施設、医療機関等職員の知識不足。
- ・施設、医療機関等職員に対し、結核に関する基本的知識や結核対策について保健所から発信し、連携の強化が必要。
- ・根室管内の外国人技能実習生の中には、結核高まん延国出身者がおり、感染予防に向けた健康教育の実施や関係機関との連携強化が必要。

感染症の発生状況について(平成30年)

【参考】

全数把握疾病

区分	感染症名	北海道	根室保健所	中標津保健所
一類感染症	エボラ出血熱			
	クリミア・コンゴ出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ病			
	ラッサ熱			
	痘そう			
	南米出血熱			
二類感染症	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに 限る)			
	急性灰白髄炎			
	ジフテリア			
	結核	686	2	6
	鳥インフルエンザ(H5N1)			
	中東呼吸器症候群(MERS)			
	鳥インフルエンザ(H7N9)			
三類感染症	コレラ			
	細菌性赤痢	15		
	腸チフス	2		
	パラチフス			
	腸管出血性大腸菌感染症	192	5	6
四類感染症	エキノコックス症	13		
	黄熱			
	オウム病			
	回帰熱	6		
	Q熱			
	狂犬病			
	コクシジオイデス症			
	腎症候性出血熱			
	炭疽			
	つつが虫病			
	デング熱	2		
	日本紅斑熱			
	日本脳炎			
	ハンタウイルス肺症候群			
	Bウイルス病			
	ブルセラ症			
	発しんチフス			
	マラリア	1		
	ライム病	5		
	レジオネラ症	37		
	E型肝炎	85		
	ウエストナイル熱			
	A型肝炎	8		
	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)を除く。)			
	サル痘			
	ニバウイルス感染症			
	野兔病			
	リッサウイルス感染症			
	レプトスピラ症			
	ボツリヌス症			
	オムスク出血熱			
	キャサナル森林病			
	西部ウマ脳炎			
	ダニ媒介脳炎	1		
	東部ウマ脳炎			
	鼻疽			
	ベネズエラウマ脳炎			
	ヘンドラウイルス感染症			
	リフトバレー熱			
	類鼻疽			
	ロッキー山紅斑熱			
	チクングニア熱	1		
	重症熱性血小板減少症候群			
	ジカウイルス感染症			
小計(1類～4類)		1054	7	12

区分	感染症名	北海道	根室保健所	中標津保健所
五類感染症 (全数把握疾患)	アメーバ赤痢	19		
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	13		
	クリプトスポリジウム症	7		
	クロイツフェルト・ヤコブ病	16		
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	18		
	後天性免疫不全症候群	29		
	ジアルジア症	3		
	先天性風しん症候群			
	梅毒	135	1	1
	破傷風	12		
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	3		
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
	急性脳炎	16		
	風しん	29		
	麻しん	1		
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	48		
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	23		
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1		
	侵襲性肺炎球菌感染症	107		
	水痘(入院例)	18		
	播種性クリプトコッカス症	4		
	薬剤耐性アシネクトバクター感染症	2		
	小計(5類)	504	1	1
	合計	1558	8	13

平成30年 1 月 1 日から 風しんの届出が変わりました。

風しんによる被害をなくすために、平成32年度までの風しんの排除を目指しています。

主な改正ポイント

1 改正前 医師が診断後※、7日以内に届け出る

改正後 医師が診断後※、**直ちに**届け出る

※臨床診断例を含む

2 改正前 ウイルス遺伝子検査を可能な限り実施

改正後 ウイルス遺伝子検査を**原則として全例実施**

● 検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3 改正前 集団発生した場合、積極的疫学調査を実施

改正後 **1例でも発生した場合**、積極的疫学調査を実施

風しんの届出のために必要な要件

検査診断例：①届出に必要な**臨床症状**の1つ以上を満たし、
かつ、②届出に必要な**病原体診断**のいずれかを満たすもの。

臨床診断例：①届出に必要な**臨床症状**の3つすべてを満たすもの。

①届出に必要な臨床症状

ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹、イ 発熱、ウ リンパ節腫脹

②届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液、 血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意上昇）	血清



食中毒届出の流れ

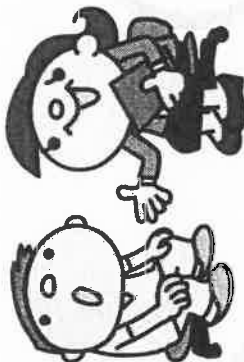
STEP 1 医師から保健所に電話



- 報告する名
- 医師の氏名、医療機関名(住所)
 - 患者の氏名、住所、年齢
 - 食中毒の原因(疑いも含む)
 - 発病年月日、時刻
 - 診断年月日、時刻

STEP 2 保健所の職員が調査

- 患者から聞き取り調査
- 他の患者等の調査
- (報告のあった医師に確認する場合があります。)



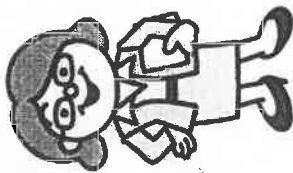
STEP 3 原因特定

- 原因施設の特定
- 原因食品の特定
- 病因物質の特定



STEP 4 対策

- 営業禁止や停止
- 原因食品の回収
- 施設の衛生指導など



STEP 7

食中毒患者等届出表

(はがき大)

1 病名	5 患者等氏名		
2 発病年月日時 年 月 日 時 午前 午後	6 生年月日 年 月 日 (歳)	明 大 昭 平	
3 診断(検案) 年 月 日 時 午前 午後	7 患者等所在地		
4 診断方法 イ 菌検査(菌型) ロ 血清検査 ハ 臨床決定 ニ その他	(原因)	8 備考	
医師住所 (施設名・所在地)		医師 氏名印	

◎ 食品衛生法

第58条

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに**最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。(関係条文 第73条)

※2 「直ちに」とは、食中毒の場合、「24時間以内」となっています。

※1 保健所は地域により「〇〇保健福祉センター」や「〇〇保健環境事務所」という名称になっていることがあります。

◎STEP1に関して以下の様式を提出してもらうことがあります。